

学校いじめ防止基本方針

「高崎商科大学附属高等学校（以下、本校とする）は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1. 基本的な考え方

- (1) 本校では、生徒の心身の健全な発達を図り、生徒が安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止のための適切な対策を講ずる。
- (2) 本校教職員は、いじめの未然防止に全力で取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを把握した際は、保護者、地域及び関係機関等と連携し、速やかに、組織的に対応する。

2. 校内組織

本校では、「高崎商科大学附属高等学校いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等を、組織的かつ実効的に行う。

【構成員】

- (1) 委員長 校長
- (2) 委員 教頭、教務主任、教務副主任、生徒指導主事、学年主任、科・コース主任、養護教諭、スクールカウンセラー

※個々の事案に応じ、担任、部活動顧問を加える。

3. いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

別表のとおり、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に係る生徒への指導と具体的取組を行う。

4. 学事法制課及び所轄警察署との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄警察署と相談して対処する。
- (2) いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、直ちに所轄警察署等に通報し支援を求めるとともに、速やかに学事法制課に報告する。

5. 保護者との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援やいじめを行った生徒の保護者に対する助言等を行う。また、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者に提供する。

6. 重大事態への対処

以下に掲げる事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合は、速やかに学事法制課に報告するとともに、学事法制課又は学校の下に組織を設け、公平・中立な調査を行い、事実関係を明らかにするよう努める。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより生徒が※相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
※相当の期間とは、年間 30 日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安に関わらず迅速に対処する。

7. その他留意事項

- ・いじめの防止等のための対策については、取組内容を定期的に点検し、改善に努める。
- ・学校評価の評価項目でいじめ防止の取り組みの状況についての報告を行う。

【別表】いじめ未然防止、早期対応に関する具体的方策

1 学校の取組

		生徒への指導等	学校の具体的取組
1. いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○わかりやすい授業、望ましい集団（クラス・部活動等）作りに努める。 ○望ましい人間関係作りとコミュニケーション能力の育成に努める。 ○いじめについて主体的に考え、未然防止となるような道徳教育と人権教育の育成に努める。 ○情報モラルの教育の充実。 	<ul style="list-style-type: none"> ○挨拶が人間関係の基本であることを理解させ、日常生活の中で自然と声を出したあいさつができるようにする。 ○互いの理解と親睦を深めるようなプログラムを学級・部活動において展開する。 ○映像資料や読書を通して、道徳教育の充実をはかる。 ○ホームルーム活動等を通して「お互いを認め合える」望ましい人間関係の構築について考える機会を設ける。
2. いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○ホームルーム・部活動・授業等における日常的な生徒観察に努める。 ○定期的なアンケートの実施と個別面談。 ○開かれた相談室による相談のしやすさ。 ○保健室での情報の利用。 ○ホームルーム委員長・部長等からの情報の利用。 ○ネットパトロールの実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の変化に敏感に気づけるよう教師間の情報交換を密にする。 ○学期に一度程度のいじめについてのアンケートを実施する。 ○カウンセラー、養護教諭、信頼できる生徒からの情報の活用。 ○SNSの利用状況のアンケートを実施する。
3. いじめの早期対応	いじめを受けた生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会への速やかな報告。 ○事実関係の調査・確認。 ○安全確保と二次被害の防止。 ○保護者への連絡と今後の対策の確認。 ○カウンセリングといじめが継続しない環境づくり。 ○経過観察。 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害生徒の心のケアを第一に、加害生徒への適切な事後指導により、再発防止に努める。 ○被害生徒がその後心身の苦痛を感じていないこと、少なくとも3か月間、いじめが無いことを確認する。
	いじめを行った生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○発見したその場での注意と委員会への報告。 ○事実関係の調査・確認。 ○保護者への連絡と今後の対策の確認 ○「いじめは絶対に許されない」ことを理解させる。 ○状況に応じ特別指導を行う。 ○経過観察、指導。 	
	その他の生徒への働き掛け	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめを傍観したり、はやしたてたりすることはいじめに加担していることと同じであるということを十分理解させる。 ○周囲に流されることなく、正しい行動をすることの大切さを理解させる。 ○いじめを許さない集団となることの大切さを理解させる。 	

2 家庭、地域との連携

家庭との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的に生徒との会話を多く持ち、変化があるときには必要に応じ学校に相談をするよう働きかける。 ○学校行事への積極的参加の働きかけと担任、顧問等との連絡を密にする。
地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ等の生徒にかかわる情報提供に対し、誠意を持った対応をし、地域との信頼づくりに努める。